

# 日本学生ゴルフ連盟 競技規程

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条** 本規程は、本連盟の主催する競技会に対して適用する。ただし、本規程は、競技会の運営に対する適用を主旨とし、規則は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則による。
- 第 2 条** 大会役員、競技会スケジュールは、開催地区の学生連盟が決める。
- 第 3 条** 本連盟が主催する競技の運営は、委員長、副委員長全員の同意を必要とする。

## 第 2 章 競 技 者

- 第 4 条** 競技参加資格者は、本連盟の学生でアマチュアたる資格を保有している者。次の場合には、出場資格を失う。
- イ. 日本ゴルフ協会および本連盟よりアマチュアたる資格を停止または剥奪された者。
  - ロ. 本連盟より競技者たる資格を停止または剥奪された者。
  - ハ. 学校当局より、停学その他の処分を受け、いまだ処分解除を受けぬ者。
- ニ. 連盟加入初年度より 4 年を経過した者。

- ホ. 日本プロゴルフ協会及び日本女子プロゴルフ協会主催のプロテスト（ティーチングプロテストを含む）を受験した者。（４年生のみは例外とする）
- へ. 日本及び他国の主催するQT（トーナメント出場資格を獲得するための競技会）の受験した者。（４年生のみは例外とする）

## 第5条 競技者の義務

- イ. 本連盟員は、本連盟主催・後援競技をいかなる競技よりも優先しなければならない。
- ロ. エチケット、ルール、マナー並びに競技管理上のあらゆる規定を熟知し、かつ厳守すること。
- ハ. プレーは迅速に行うべく努めること。
- ニ. 競技者は、先行組および後行組との間隔に留意しなくてはならない。
- ホ. 委員会が制定するプレーの進行についてのガイドラインに正当な理由なく違反した組は、初回の違反には警告、２回目の違反には２ペナルティーを課罰する。その後、改められない場合は、不当な遅延となる起因者を競技失格とする場合がある。ここでいうプレーの進行についてのガイドラインとは、原則として９ホール２時間以上、もしくは先行組に15分または1ホール以上遅

れてプレーしてはならないことである。  
プレーの進行についてのガイドラインの  
変更、およびスロープレーの判断に関し  
ては、競技委員長以下競技委員が一切の責  
任と権限を有する。

- ヘ. プレーは原則としてセルフプレーによって  
行い、常にスポーツマンとして立派な態度  
を保持し、公正な行動をなし言語を慎むこ  
と。
- ト. ボールは公認球を使用し、ゴルフ規則2023  
年度版以降)埋土袋、グリーンフォーク、  
スコップを常に携帯し、埋土は必ずするこ  
と。また、埋土袋には常に砂を入れておく  
こと。
- チ. 喫煙は厳禁。学生の競技会場敷地内全面禁  
煙。
- リ. スコアカードの提出は競技委員が確認する  
まで立ち去らぬこと。
- ヌ. 競技運営に関しては、競技ごとに競技委員  
の指示に従うこと。
- ル. 以上の規定に反した者は、第4章第21条  
に準ずる。

## 第6条 イ. 参加申し込み(エントリー)の方法

1. 申し込み締め切り期日までに定められた用  
紙にて申し込むこと。

- ①選手氏名、学年、学部を記入。
- ②団体正式名称、主将氏名、主務氏名を記入し、それぞれ捺印する。
- ③提出日を記入した後に提出すること。

ロ. 対抗戦における対戦表の提出方法

1. 本連盟が定める用紙に、大学名、選手氏名、連盟登録年、および提出日を記入した後に提出すること。

注) 上記内容に変更がある場合は、各大会ごとの実施要項に記載するので、その内容を優先とする。

### 第 3 章 大会および競技会

**第7条** 本連盟主催の競技会を分けて対抗戦（団体戦）、選手権（個人戦）とする。

**第8条** 競技方法は原則としてマッチプレーないし、ストロークプレー（ともにスクラッチ）とする。

**第9条** 全国大学ゴルフ対抗戦

- イ. 毎年1回夏季に行う。
- ロ. 北海道学生ゴルフ連盟の推薦する1校、関東学生ゴルフ連盟の推薦する6校、中部学生ゴルフ連盟の推薦する3校、関西学生ゴルフ連盟の推薦する4校、中四国学生ゴルフ連盟の推薦する2校、九州学生ゴルフ連盟の推薦する2校の計18校によって戦う。

- ハ. 競技方法および選手登録は次のようにする。
1. 1日18ホール・ストロークプレー、3日間計54ホール・ストロークプレーとする。
  2. 選手登録は、6人までとする。
  3. 出場5人の上位4人の合計ストローク数により順位を決める。
  4. 順位の決定において、同点の場合には、5番目の3日間の合計ストロークにより、さらに同点の場合には、4、3、2、1の順に合計ストロークによって決める。
  5. 日本学生ゴルフ連盟競技規程を使用。

#### **第10条** 全国女子大学ゴルフ対抗戦

- イ. 毎年1回夏季に行う。
- ロ. 北海道学生ゴルフ連盟の推薦する1校、関東学生ゴルフ連盟の推薦する4校、中部学生ゴルフ連盟の推薦する2校、関西学生ゴルフ連盟の推薦する3校、中四国学生ゴルフ連盟の推薦する1校、九州学生ゴルフ連盟の推薦する1校の計12校によって戦う。
- ハ. 競技方法および選手登録は次のようにする。
1. 1日18ホール・ストロークプレー、3日間計54ホール・ストロークプレーとする。
  2. 選手登録は、6人までとする。
  3. 出場5人の上位4人の合計ストローク数により順位を決める。

4. 順位の決定において、同点の場合には、5番目の3日間の合計ストロークにより、さらに同点の場合には、4、3、2、1の順に合計ストロークによって決める。
5. 日本学生ゴルフ連盟競技規程を使用。

## **第11条** 常陸宮杯全日本大学ゴルフ選手権競技

- イ. 毎年1回秋季に行う。
- ロ. 北海道学生ゴルフ連盟の推薦する1校、関東学生ゴルフ連盟の推薦する9校、中部学生ゴルフ連盟の推薦する4校、関西学生ゴルフ連盟の推薦する6校、中四国学生ゴルフ連盟の推薦する1校、九州学生ゴルフ連盟の推薦する2校、特別推薦1校の計24校によって戦う。
- ハ. 競技方法および選手登録は次のようにする。
  1. 1日18ホール・ストロークプレー、4日間計72ホール・ストロークプレーとする。
  2. 選手登録は、5人までとする。
  3. 出場5人の上位4人の合計ストローク数により順位を決める。
  4. 順位の決定において、同点の場合には、5番目の4日間の合計ストロークにより、さらに同点の場合には、4、3、2、1の順に合計ストロークによって決める。
  5. 日本学生ゴルフ連盟競技規程を使用。

## 第12条 常陸宮妃杯全日本女子大学ゴルフ選手権競技

- イ. 毎年1回秋季に行う。
- ロ. 北海道学生ゴルフ連盟の推薦する1校、関東学生ゴルフ連盟の推薦する6校、中部学生ゴルフ連盟の推薦する3校、関西学生ゴルフ連盟の推薦する4校、中四国学生ゴルフ連盟の推薦する1校、九州学生ゴルフ連盟の推薦する1校、特別推薦1校の計17校によって戦う。
- ハ. 競技方法および選手登録は次のようにする。
  1. 1日18ホール・ストロークプレー、3日間計54ホール・ストロークプレーとする。
  2. 選手登録は、5人までとする。
  3. 出場5人の上位4人の合計ストローク数により順位を決める。
  4. 順位の決定において、同点の場合には、5番目の3日間の合計ストロークにより、さらに同点の場合には、4、3、2、1の順に合計ストロークによって決める。
  5. 日本学生ゴルフ連盟競技規程を使用。

## 第13条 文部科学大臣杯争奪日本学生ゴルフ王座決定戦

- イ. 毎年1回秋季に行う。
- ロ. 各地区連盟が推薦する以下の人数の選手によって戦う。北海道学生ゴルフ連盟の推薦する1名、関東学生ゴルフ連盟の推薦する

40名、中部学生ゴルフ連盟の推薦する9名、関西学生ゴルフ連盟の推薦する19名、中四国学生ゴルフ連盟の推薦する3名、九州学生ゴルフ連盟の推薦する8名の計80名によって戦う。

ハ. 競技方法は次のようにする。

1. 1日18ホール・ストロークプレー、2日間計36ホールの合計により決勝ラウンド進出者16名を決定する。
2. 決勝ラウンドは18ホール、シングルスマッチプレーとする。
3. 大会3日目にベスト4を選出する。
4. 大会4日目午前中に2試合（18ホール）を行い決勝進出者及び、3位決定戦進出者を決定する。
5. 大会4日目午後2試合（18ホール）を行い、優勝者、準優勝者、3位者を決定する。
6. 日本学生ゴルフ連盟競技規程を使用。

**第14条** 文部科学大臣杯争奪日本女子学生ゴルフ王座決定戦イ. 毎年1回秋季に行う。

ロ. 各地区連盟が推薦する以下の人数の選手によって戦う。北海道学生ゴルフ連盟の推薦する1名、関東学生ゴルフ連盟の推薦する19名、中部学生ゴルフ連盟の推薦する4名、関西学生ゴルフ連盟の推薦する12名、



中四国学生ゴルフ連盟の推薦する1名、九州学生ゴルフ連盟の推薦する3名の計40名によって戦う。

ハ. 競技方法は次のようにする。

1. 1日18ホール・ストロークプレー、2日間計36ホールの合計により決勝ラウンド進出者16名を決定する。
2. 決勝ラウンドは18ホール、シングルスマッチプレーとする。
3. 大会3日目にベスト4を選出する。
4. 大会4日目午前中に2試合（18ホール）を行い決勝進出者及び、3位決定戦進出者を決定する。
5. 大会4日目午後2試合（18ホール）を行い、優勝者、準優勝者、3位者を決定する。
6. 日本学生ゴルフ連盟競技規程を使用。

**第15条** 日米大学ゴルフ選手権

今年度の開催は未定。

**第16条** その他の本連盟主催競技については委員会の決定による。

**第17条** 競技委員長以下競技委員は、その競技において一切の責任と権限を有する。

**第18条** 上記各競技会の予選に関しては、各地区連盟の競技規程に準じて行う。

## 第 4 章 雑 則

**第19条** 特別な推薦選手を参加させるのは、競技委員会の承認を得ること。

**第20条** シード選手ならびに出場資格獲得の基準は競技スケジュールとともに発表される。

**第21条** 罰則

イ. 正当な理由なき場合は、下記の者は失格とし、その時点から対抗戦および選手権の出場を期限付き停止とする。

1. 無断欠席者、埋土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則不携帯者。
2. その他、競技委員が協議して試合参加不相当と認めた者。
3. ラウンド中の喫煙、ならびに所定喫煙場所以外での喫煙者。

ロ. 期限

1. 埋土袋、スコップ、グリーンフォーク、ゴルフ規則不携帯者はその試合のみ出場停止。
2. 無断欠席者は1年間出場停止。
3. 学生ゴルファーとして不名誉な行為、および第2章第5条第イ項に反する行為を行った者およびクラブは、常任理事会の議を経て譴責、または期限付き出場停止、もしくは

は除名とする。

4. 競技会場において、喫煙した者は出場停止。但し、出場停止期限については、その都度、競技委員長及び常任委員会によって検討される。

尚、指定練習日においても同様。

5. その他の出場停止期限については、その都度、競技委員長および常任委員会によって検討される。

#### ハ. 服装

服装規定は別にこれを定める。

### 第22条 ギャラリー（選手、競技委員以外の全ての者）のコース内立ち入りについて

その都度競技規程に記載することとする。1番、10番のティーイングエリアおよび、9番、18番のグリーン付近での応援、見学はいかなる場合も可とするが、静粛にすること。ただし、学連が特別に許可した者はコース内の立ち入りを認める。コース内に立ち入る際は、学連が示す注意事項を順守すること。注意事項に反する行為があった場合は次による。

1. 当該校のギャラリー全員を即刻退場とし、大学に対し警告を与える。
2. 警告を受けた大学が、他の競技会において再び注意事項に反する行為を行った場合、そ

の後の競技会には期限付きでギャラリーのコース内立ち入りを認めない。

3. ただし、重大な違反行為があった場合は前記1、2の限りではない。

**第23条** 監督・コーチのコース内立ち入りおよびアドバイスについて団体競技において、各チームは競技委員会の許可を得て、連盟に登録されている監督、コーチのいずれか1名を選任し、コース内に立ち入りアドバイスさせることができる。ただし、監督、コーチの選任が不可能な場合は、前日のアピアまでに競技委員会の許可を得て、当該学校の関係者を1名コース内に立ち入りアドバイスさせることができる。

**第24条** ミーティング  
ミーティングに遅れた場合には失格。

**第25条** 本規程の改正は常任委員会の3分の2以上の賛成を必要とする。

平成30年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和 3年(2021)4月1日一部改正

令和 4年(2022)4月1日一部改正

令和 6年(2024)4月1日一部改正